

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市農業技術者連絡協議会育成補助金
補助事業等の目標	農業政策（米政策等）の事業推進のため、農家の育成や農業経営充実のための土地の有効利用、新しい技術の導入について農業者に指導及び支援するため。
補助事業等の対象者	諏訪市農業技術者連絡協議会
補助対象経費	農業政策推進のため、農作物現地指導会、水稻品種試験等生産性向上作物等の調査、試験、病虫害防除等に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 H10 年、H17 年の見直し後の範囲
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 8 年以前
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 農業団体、行政が連携して事業を進める上で必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正（令和 3 年 11 月 9 日 施行）